介護老人保健施設フジオカ　所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

[　要　件　]

①対象者の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

- 肺炎の者
- 尿路感染症の者
- 帯状疱疹の者
- 蜂窩織炎の者
- 慢性心不全の増悪の者

※上記で治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。
※同一の入所者について、ひと月に 1 回、連続する 10 日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は該当しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記録しておくこと。
③請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

2025年4月～2026年3月　所定疾患施設療養費算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺　炎	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全の増悪	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	人数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	10	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0